

そらいろ通信 1月

社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～18時



新年明けて少し経ってしまいましたが、おめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

去年は、息子が中学に上がったことをきっかけに、ご無沙汰していた中学・高校時代の友人数人に思いがけず再開することができました。息子が運んでくれたご縁だと嬉しい一年でした。今年も多くの方とお会いし、多くの方と一緒できる一年になればいいな、と思っています。



～気になる相場*社員への結婚祝金～

(円)

	一律定額支給の企業	勤続年数に応じて支給額が変わる企業			
		満1年	満5年	満10年	満20年以上
最高額	150,000	50,000	80,000	100,000	100,000
最低額	10,000	5,000	10,000	20,000	20,000
最多回答額	30,000	10,000	30,000	50,000	50,000
平均額	37,079	20,776	29,829	42,179	45,171

日本実業出版社調べ（調査期間 平成24年9月）



★これで完璧！ 1月の事務★



☆平成 26 年分扶養控除等（異動）申告書の提出☆

1 月支払い給与の計算を始めるまでに、従業員から今年の扶養控除等（異動）申告書を提出してもらいます。

☆法定調書、給与支払報告書の提出（1 月 31 日まで）☆

年末調整を終えた後、源泉徴収票・報酬等支払調書・法定調書合計表は税務署へ、給与支払報告書は各市区町村へ提出します。本人への源泉徴収票の交付も 1 月 31 日までです。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付（1 月 10 日まで）☆

12 月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を納付。納期の特例を受けている場合は、1 月 20 日までに納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付（1 月 31 日まで）☆

12 月分の社会保険料・児童手当拠出金を納付。

☆11 月決算法人の確定申告と納税（1 月中の決算応当日まで）☆

11 月決算法人の確定申告と納税、5 月決算法人の中間（予定）申告と納税。



* 今月の労務情報 *

～「子育て世代」働く 35～44 歳女性、初の 7 割超へ～

総務省の労働力調査によると、子育てのため離職する女性が多い 35～44 歳の年齢層に、就業者と求職者の割合が増加していることが分かりました。35～44 歳の女性のうち就業者と求職者の合計が占める割合は 2013 年 1～11 月の平均で 2012 年より 1.6 ポイント上昇し、71.3%となり、初めて 7 割を超える結果となりました。

ユニーク社内制度 **休暇制度でパフォーマンスを高める**

休暇＝悪と考える会社や上司はまだまだ多いかもしれません。しかし、休暇には会社にとって多くのメリットがあります。社員の健康増進はもちろん、働き方にメリハリが生まれ生産性が向上する、リフレッシュして新たな発想が生まれる、などです。ここで、ユニークな休暇制度をいくつかご紹介します。

●プロジェクトの節目に休暇

休暇にメリットがあると分かっているにもかかわらず、仕事が忙しくなかなか休める状況ではない、という会社も多いでしょう。IT 関連事業を営む A 社では、プロジェクトが一段落するタイミングで、年次有給休暇を活用して連続休暇の取得を促しています。プロジェクトを指揮するマネージャーから休みを取るよう呼び掛けられるため、社員から休暇を申請しづらいという心理的負担もありません。

●必ず休む「KY 休暇」

B 社には「必ず休む」の頭文字をとった「KY 休暇」という制度があります。入社 1 年目に 3 日間、3 年目・6 年目・9 年目…以後 3 年ごとに 2 週間の有給休暇が、3 万円の手当とともに与えられます。

この会社には、以前から同じようなリフレッシュ休暇がありましたが、取得が進まないため呼び名を変え、休まないと手当をもらえない制度にしたところ、取得率が 100%になったそうです。

●管理職に 1 週間の強制休暇

C 社では、管理職に年 1 回 1 週間の休暇取得を義務付けています。休暇中に部下に仕事を任せることによる、部下たちの育成がねらいです。休む前に事前にその管理職から部下へ引継ぎを行わせ、休み中には部下に指示を入れるとペナルティとなるそうです。

まだまだいろんな制度はあると思いますが、計画的に休暇を取ることによって、取る本人はその間にリフレッシュできたり、家族と過ごす時間が増えたりしますし、休むために限られた時間の中でパフォーマンスを高めようという意識も進みます。また、休んでいる間に、周りの人・部下がその人の仕事を任されることにより、人材の育成も進みます。法的に義務のない休暇を制度化するとコストもかかりますので、まずは、法的に義務のある年次有給休暇を、そういった呼び名で取得推進していくところから始めてみてはいかがでしょうか？

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

